

横浜市住まいのエコリノベーション推進事業補助実施要領

制 定 建住政第150号 平成26年6月23日

最終改正 建住政第2134号 平成29年3月31日

(目的)

第1条 この要領は、横浜市住まいのエコリノベーション推進事業補助制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(省エネルギー改修工事等の基準)

第2条 要綱第2条第4号の規定に基づき、市長が定める工事は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 建物全体におけるエネルギー消費量が、改修前と比較して概ね 10%以上の省エネ効果が見込まれる改修工事として、次のいずれかに定めるもの

ア 別表1に掲げる改修タイプAからDまでのいずれか一以上の内容を満足し、別表2の仕様例で行う改修工事

イ 改修前の住宅全体のエネルギー消費量に対して省エネ率が概ね 10%以上となることを計算した改修工事

(2) HEMS（家庭用エネルギー管理機器。エネルギー使用量を個別に計測及び蓄積し、見える化が図られているものであり、かつ、ECHONET Lite 規格を標準インターフェイスとして搭載しているものに限る。）を設置する工事

2 当該住宅所有者は、事業計画書の提出の際にエコリノベーション工事等の概要（その1）（第1号様式）を併せて提出するものとする。

(特定改修住宅)

第3条 要綱第2条第5号の規定に基づき、市長が定める住宅は、第2条第1項第1号に定める改修工事において、住宅全ての開口部を断熱改修するものとする。

(普及啓発)

第4条 要綱第12条の規定に基づき、市長が求める協力は、次の各号とする。

(1) 改修前及び改修後1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータ記録

(2) 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE 健康チェックリストを用いた評価）

(3) 改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等の公表

(4) その他アンケートなどの普及啓発活動への参加等

2 当該住宅所有者は、事業計画書の提出の際に横浜市住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書（第3号様式）を併せて提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 省エネ率が概ね10%以上となるものとみなす改修タイプ表

タイプ名	断熱改修				設備改修			
	開口部	床	外壁	屋根 (天井)	暖房	給湯	換気	その他
タイプA	全居室 全窓	住宅全体 (いずれか1種類)			—	—	—	—
タイプB	全居室 全窓	—	—	—	いずれかの設備改修 1種類以上			
タイプC	主たる居室 全窓以上	—	—	—	いずれかの設備改修 1種類以上			
タイプD	その他居室 1室全窓 以上	—	—	—	いずれかの設備改修 2種類以上			

別表2 別表1における改修メニューの仕様例

項目		仕様・メニュー例
断熱改修		原則として、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」附則5を満足するものとする。
設備改修	暖房	高効率熱源機（効率が10%以上向上する集中ボイラ、組込型エアコン等）
	給湯	高効率給湯器（潜熱回収型給湯器、ヒートポンプ給湯器、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用給湯器）、太陽熱給湯器
	換気	熱交換型換気設備（ダクト式第1種換気設備の場合に限る）
	その他	家庭用コージェネレーション設備、太陽光発電設備（3.0kW以上）

(備考)

- 1 上記のタイプ表は事業要件を満たす最低限の改修メニューの組合せを示したものであり、タイプ表の組合せを満足し、その他の省エネ改修と組み合わせることも可とする。
- 2 開口部には窓、居室に面する玄関ドア、勝手口ドアを含む。「主たる居室」とは、就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等のことをいい、居間、ダイニング（食事室）、主に居室の用に供する台所を指す。「その他の居室」とは、主たる居室以外の居室で、寝室、子ども室、和室等が該当する。

エコリノベーション工事等の概要

1 省エネルギー改修工事等の概要

(1) 概ね10%以上の省エネ効果改修			
※該当する改修タイプ、改修項目・範囲にチェック☑をして、工事内容等を記載してください。			
改修タイプ	改修項目	省エネ改修項目・範囲（該当欄を選択）	工事内容 （仕様等を記載）
<input type="checkbox"/> タイプA	断熱改修	<input type="checkbox"/> 開口部（ <input type="checkbox"/> 全居室、 <input type="checkbox"/> 主たる居室、 <input type="checkbox"/> その他）	
<input type="checkbox"/> タイプB		<input type="checkbox"/> 床	
<input type="checkbox"/> タイプC		<input type="checkbox"/> 外壁	
<input type="checkbox"/> タイプD		<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
<input type="checkbox"/> その他 ^(※)	設備改修	<input type="checkbox"/> 暖冷房	
＜省エネ率＞ %		<input type="checkbox"/> 給湯	
		<input type="checkbox"/> 換気	
		<input type="checkbox"/> その他	
＜省エネ効果の計算根拠＞ ※改修タイプ「その他」の場合は、省エネ効果の根拠を記載してください。			

(2) HEMSの設置			
製 品		HEMS 機器	
メーカー名		型 番	

年 月 日

横浜市長

当該住宅所有者（所有者・区分所有者）

〒

住 所

氏 名（法人である場合は法人名及び代表者氏名）

電 話 （ ）

印

横浜市住まいのエコリノベーション推進事業の普及啓発に係る同意書

私は、横浜市住まいのエコリノベーション推進事業補助制度要綱に基づき実施される補助申請にあたり、下記の内容について同意いたします。

- 1 普及啓発活動及び広報活動の一環として、改修内容、改修前及び改修後の写真及び図面並びに各種データ等をパンフレットやホームページ、展示パネル等に使用することを了承します。
- 2 改修前及び改修後約1年間のエネルギー消費量（電気及びガス）のデータを記録し、当該データを提供することを了承します。
- 3 改修前及び改修後の住まいの健康性の評価（CASBEE健康チェックリストを用いた評価）を実施し、当該データを提供することを了承します。
- 4 その他省エネ実践行動やアンケート等の参加等に協力します。